

納付通知書

納付通知第 号

平成 年 月 日

保証人

住所	
氏名又は 名 称	殿

(税關官署の長)

あなたは保証人として、下記納稅者の滞納稅額につき、下記金額の國稅を納付しなければならないことになりましたので、納付の期限までに納付して下さい。

記

納稅者	住所	本 稅			延 滞 税	法定納期限	備 考
滯 納 国 稅	年 度	税 目	納 期 限	円	法律による 金 額 欄	年 月 日	
平成 年度	関 稅	平成 年 月 日				平成 年 月 日	
平成 年度	税	平成 年 月 日		"	平成 年 月 日		
平成 年度	税	平成 年 月 日		"	平成 年 月 日		
平成 年度	税	平成 年 月 日		"	平成 年 月 日		
平成 年度	税	平成 年 月 日		"	平成 年 月 日		
上記納稅者の滞納國稅等につき、あなたが保証人として納付すべき金額				円	延 滞 税	(法律による金額)	
納付の期限	平成 年 月 日	納付場所	日本銀行の本店・支店・代理店若しくは歳入代理店				

(注) 延滞税の額は、次により計算して下さい。

(1) 延滞税の額の計算の算式

$$\text{延滞税の額} = \frac{\text{納付すべき本税の額}}{\times \frac{\text{期間(日数)}}{\text{法定納期限の翌日から完納の日まで}}} \times \frac{\text{延滞税の割合}}{7.3\% (\text{注})} \left[\begin{array}{l} \text{納期限の翌日から2月を経過した日以降は14.6\%} \\ \text{納期限の翌日から2月を経過する日まで...年「7.3\%」と「前年の11/30の公定歩合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率)+4\%」のいずれか低い割合} \end{array} \right] \times \frac{1}{365}$$

(注) 平成12年1月1日以後の延滞税の割合は、年単位(1/1~12/31)で適用することになります。具体的には次のとおりです。

- ・納期限の翌日から2月を経過する日まで...年「7.3%」と「前年の11/30の公定歩合(日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率)+4%」のいずれか低い割合
- ・納期限の翌日から2月を経過した日以降...年「14.6%」

(2) やむを得ない理由により税額等に誤りがあったため、法定納期限後に未納の税額が生じた場合で、そのやむを得ない理由によるものであることについて税關の確認があった場合には、延滞税は免除されます。この場合には、延滞税免除申請書を税關に提出しなければなりません。

(3) 納付すべき税額が10,000円未満の場合には、延滞税は納める必要がありません。また、納付すべき税額が10,000円以上あって、10,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、その端数を切り捨てた後の税額により延滞税の額を計算して下さい。

(4) 計算した延滞税の額が1,000円未満の場合には、これを納付する必要がありません。また、計算して延滞税額が1,000円以上あって、100円未満の端数がある場合にはその端数は切り捨てて下さい。

(5) 消費税及び地方消費税の延滞税の額の計算については、それぞれの本税の額を合算した額を(1)の本税の額として計算して下さい。